

## 三木市公民館等 Wi-Fi 利用規約

### (目的)

第1条 三木市公民館等 Wi-Fi 利用規約（以下「本規約」という。）

は、三木市立公民館設置及び管理に関する条例（昭和39年三木市条例第11号）及び三木南交流センター設置及び管理に関する条例（平成19年三木市条例第20号）に定める公民館及び交流センター（以下「公民館等」という。）の来館者に対する利便性の向上、学習機会の提供及び災害時の活用を目的として提供する Wi-Fi 環境によるインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

### (サービスの内容)

第2条 本サービスは、市が、本規約に同意した個人（以下「利用者」という。）に対し、Wi-Fi 環境を提供し、利用者にインターネットへの接続を可能とするものである。

### (用語の定義)

第3条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用する。

- (1) 利用者端末 利用者が本サービスを利用するために使用するパソコン、スマートフォン、タブレット等のモバイル端末（ハードウェア、ソフトウェア及びその内部に記載されたデータ一切を含む。）をいう。
- (2) 市設置設備 本サービスのために市が設置した電氣的設備をいう。
- (3) 無線アクセスポイント 市設置設備に含まれる無線アクセスによる利用者認証機能対応ルータをいう。
- (4) 利用者認証 利用者が、本サービスの提供を受けるために、本規約に同意した旨を無線アクセスポイントに送信することによって、認証を受けることをいう。
- (5) 対象区域 無線アクセスポイントから電波が届く範囲で、本サービスによる通信ができる区域をいう。

### (遵守事項等)

第4条 利用者は、本サービスを利用する際に、利用者認証を行うものとする。

- 2 利用者は本規約に同意の上、利用者認証を完了したときは、本規約に従い、対象区域内において本サービスを無料で利用することができる。また、利用者が本サービスを利用したときは、本規約に同意した

ものとする。

- 3 本サービスの利用時間については、原則として当該公民館等の開館時間内とする。ただし、利用時間は、当該公民館等により予告なく変更することができるものとする。
- 4 サービスの適切な利用を図るため、特定のサイトへの接続を制限するフィルタリングを行う等の接続制限を行うことができるものとする。

#### (禁止事項)

第5条 利用者は、本サービスの利用に当たり、次の各号に定める行為をしてはならない。

- (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標登録等）、プライバシー、肖像権その他の権利を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為
- (2) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為又はその恐れのある行為
- (3) （詐欺、業務妨害等の）犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- (4) 児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつく恐れの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく若しくは結びつく恐れの高い場合又は未承認医薬品等の広告を行う行為
- (7) 貸金業を営む及びそれに準ずる、金銭の貸付の受付を行う行為
- (8) マルチ商法やネズミ講を開設し、又はこれをする行為
- (9) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (10) 他人になりすまして本サービスを利用する行為
- (11) 有害なコンピュータプログラム等を送信、掲載又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (12) 本人の同意を得ること無く不特定多数の者に対し、宣伝若しくは勧誘の電子メール等を送信する行為
- (13) 本人の同意を得ること無く、他人が嫌悪感を抱く又はその恐れのある電子メールを送信する行為
- (14) 市設置設備若しくは他人の端末等の利用若しくは運営に支障を与える、又は与える恐れのある行為
- (15) 故意に本サービスを利用できる状態を保留したまま放置し、その

他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと

- (16) 違法な賭博・ギャンブルを行う若しくは参加を勧誘する行為
- (17) 違法行為（犯罪行為や法令等により禁止されている行為）
- (18) 残虐な画像情報やその他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を送信する行為
- (19) 性的表現、暴力的表現、出会い系サイトに係るもの、その他青少年の健全な育成を阻害する情報を送信する行為
- (20) 人を自殺に誘引若しくは勧誘している場合又は第三者に危害の及ぶ恐れの高い自殺の手段等を紹介している行為
- (21) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長するリンクを貼る行為
- (22) 犯罪や違法行為に結びつく又はその恐れの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷又は侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、他者をして掲載等させることを助長する行為
- (23) 本人の同意を得ずに個人情報を無断で収集する行為
- (24) セキュリティが確保されていない回線又はサーバ等の環境で個人情報を取得する行為
- (25) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると市が判断した行為

（利用者端末等の管理）

第6条 利用者は、自己の費用と責任において利用者端末を準備する。

2 市は、利用者端末及びその付属機器等に供給する電源は提供しない。

3 本サービスを利用するための利用者端末の設定及び操作は、利用者が行うものとする。

4 利用者は、利用者端末に事前にセキュリティ対策を施す等、自己の費用と責任において十分な注意を払い対策を行った上で本サービスを利用するものとする。

5 利用者は、認証情報を自己の責任をもって管理するものとする。

6 利用者端末又は認証情報の管理がなされなかったために利用者が本サービスを利用できなかった場合、又は第三者より被害を受けた場合であっても、市は一切の責任を負わないものとする。

（利用中止）

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用を中止することがある。

- (1) 本サービスのシステム及び設備に係る保守を、定期的に又は緊急に行うとき。
- (2) 地震、火災又は停電その他の非常事態により、本サービスの運用が通常どおりできなくなったとき。
- (3) 本サービスの提供に係る設備又はネットワークの障害など、やむを得ない事由があるとき。
- (4) その他、市が本サービスの運用上、一時的な中断が必要であると判断したとき。

#### (利用停止)

第8条 利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、市が定める期間、本サービスの利用を停止することがある。

- (1) 第5条（禁止事項）の規定に違反したと市が認めたとき。
- (2) その他、市が利用者として不適切であると判断したとき。

#### (免責事項)

第9条 市は、利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性その他いかなる事項に関する保証も行わず、かかる情報等に起因して生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

- 2 利用者端末に起因して生じた損害についても前項と同様とする。
- 3 市は、本サービスの提供、変更、利用中止若しくは廃止、本サービスを通じて利用者が取得する情報等の流出若しくは消失等、又はその他本サービスに関連して発生した利用者若しくは第三者の損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとする。

#### (利用履歴の取得及び利用目的)

第10条 市は、次に掲げる目的のため、本サービスの利用時間、利用アクセスポイント、利用情報通信端末の個体識別番号（MACアドレス）の情報及びIPアドレス及び利用履歴情報等を、利用者が本サービスを利用したときに、利用履歴（アクセスログ）として取得することができるものとする。

- (1) 無線LANの利用者数及び利用状況を調査する場合
- (2) 無線LANの内容の充実、改善及び新たな利活用を検討するための分析等を行う場合
- (3) 無線LANの利用に際し、第5条に掲げる禁止事項を調査・分析を行う場合

(4) その市が特に必要と認める場合

(附則) この規約は令和6年12月6日から施行する。